

杵築市山香・大田地域光ファイバ整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

杵築市山香・大田地域光ファイバ整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、杵築市山香・大田地域光ファイバ整備事業の整備事業者を選定するに当たり、最も適正な企画力、技術力、実施体制に加え本市の課題解決につながる取り組みや住民への需要喚起等、事業に対する熱意を持った事業者を選定するために、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

（1）事業名称

杵築市山香・大田地域光ファイバ整備事業（以下「事業」という。）

（2）目的

この事業は、光ファイバによる高速通信基盤が整備されていない地域に、国の「高度無線環境整備推進事業」を活用して高速かつ大容量の通信環境を整備するものである。事業の実施にあたり、民設民営方式で整備を行う電気通信事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定し、その整備費用に対する費用の一部を負担することにより、市内の光インターネット環境未整備地区を解消し、地域における情報格差をなくすことを目的とする。

（3）整備範囲や主な条件

別紙「杵築市山香・大田地域光ファイバ整備事業の整備事業者選定に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（4）事業内容

- ① 光ファイバのための局舎、伝送設備等の整備及び光インターネットサービスの提供
- ② 本市が現在HFC方式で行っているケーブルテレビ事業を継続するための設備の構築及び環境整備
- ③ ①及び②を行うために必要な業務
 - ①及び②の整備のために行う工事に附帯する設計業務、監理業務及び調査業務のほか、必要な用地及び道路の整備に関する業務
- ④ 国及び本市の事業の交付申請、実績報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務
- ⑤ 設計、施工及び成果に係る実績報告書の提出

⑥ その他整備に必要な業務

(5) 事業期間

設備の整備期間は、国もしくは本市の補助金等交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

整備完了後の整備エリア内加入希望者全員へのサービス提供は令和10年3月31日までとする。

ただし、災害や国の補助制度の動向等やむを得ない事情に限り、期間を延長または中止するものとする。

(6) 負担金等の額及び補助対象経費

負担金等の上限額は、752,000千円（税込）とする。

総務省の「高度無線環境整備推進事業」の補助金充当残額及び国の補助対象外事業のうち本市のケーブルテレビ事業の継続に必要な事業費を対象とする。

3 応募者の参加資格

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に定める電気通信事業者であること。
- (2) 安定的かつ継続的なインターネットサービスが提供できる、高速・大容量無線通信局等に対応しうる光ファイバ網の整備が可能であること。
- (3) 既に、光ブロードバンドサービスを提供している者であること。
- (4) 法人格を有する者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 令和7年度杵築市競争入札参加資格者登録名簿の登録業者であること。
- (7) 公募開始から補助金交付決定に至るまでの期間において、杵築市工事指名競争入札参加資格者指名停止基準（平成17年杵築市告示第53号）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 国税、都道府県税及び市区町村税を完納していること。
- (10) 杵築市暴力団排除条例（平成23年杵築市条例第31号）第2条第1号及び第2号

の規定に該当していない者であること。

4 主なスケジュール

実施要領等の公開	令和7年12月22日（月）
質問書の受付	令和7年12月23日（火）～令和8年1月8日（木）
質問への回答	令和8年1月13日（火）※予定
提出書類受付期間	令和7年12月23日（火）～令和8年1月19日（月）
プレゼンテーション及び審査委員会開催	令和8年1月20日（火）※予定
結果通知	令和8年1月下旬

5 質疑応答

実施要領及び仕様書に関し、次の方法により質疑応答を行うものとする。

（1） 質問の受付

① 質問方法

質問票（様式第1号）に質問内容を簡潔にまとめ、PDF化したものを電子メールに添付して送信すること。電子メール以外の質問には応じない。電子メールの件名に「【法人名（略称可）】杵築市山香・大田地域光ファイバ整備事業質問書」と記載すること

② 質問提出先

杵築市 総務課 ケーブルネットワーク係

電子メールアドレス：soumu@city.kitsuki.lg.jp

③ 受付期間

令和7年12月23日（火）9時から令和8年1月8日（木）17時まで（必着）

④ 留意事項

質問にあたっては、質問票の必要事項全て明記し、質問票のみを添付すること。

（2） 質問に対する回答

① 回答方法

質問者名を伏せたうえで、市公式ウェブサイトに掲載

② 回答日

令和8年1月13日（火）※予定

質問の内容によっては、上記を待たず順次掲載することがあるほか、回答に時間を要する場合は上記期日を超える場合がある。

6 参加申込の手続き

（1） 提出書類

- ① 本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の「提出書類一覧」に沿って、正本1部、副本7部を提出する。なお、原則として日本産業規格A4判を使用し、すべての資料は2穴ファイルに綴り、下表「書類名」の区分間に仕切り紙を差し込み、インデックスを貼付すること。ファイルには会社名、正本、副本の別を明記するとともに、正本をカラー版で提出するものは、副本もカラーコピーとすること。

【提出書類一覧】

- ア 参加意思表明書（様式第2号）※正本のみに添付
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 施工市に提供する光ブロードバンドサービス等に関する事項（様式第3号）
- エ 光ブロードバンドサービスの保守拠点及び加入サポートに関する事項（様式第4号）
- オ 基盤整備工程計画表
※サービス提供開始までの作業予定スケジュール（任意様式）
- カ サービス提供イメージ図（任意様式）
- キ 見積書（様式第5号）
- ク 会社概要書（様式第6号）
- ケ 自治体と連携した光ブロードバンドサービス実績書（様式第7号）
- コ 電気通信事業法に規定する事業者であることを証明するもの（写）
- サ その他提案事項（様式第8号）
- シ 法人登記簿謄本（発行後3か月を超えないもの）※副本は写し可
- ス 印鑑登録証明書（発行後3か月を超えないもの）※副本は写し可
- セ 国税に関する納税証明書及び主たる事業所が存する自治体の納税証明書
※副本は写し可

② 「イ」企画提案書の様式について

A4判で20ページ（表紙、目次を除き、図表等は含む。両面印刷で10枚、A3判折込を認めるが、A3判は片面印刷のみとする。）を目途として、簡潔かつ明瞭に記述すること。専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとすること。

（2）提出手続

① 受付期間

令和7年12月23日（火）9時から令和8年1月19日（月）17時まで
(必着)※土日祝日は除く

② 提出先

〒873-0001

大分県杵築市大字杵築377番地1
杵築市 総務課 ケーブルネットワーク係

③ 留意事項

提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は配送完了が確認できる方法とすること。
なお、郵送の場合は、上記受付期間内に庁舎に届いたもののみを受け付ける。

（3）提出書類の修正及び返却

提出済の書類の変更、修正は認めない。また、提出書類は返却しない。

7 審査及び契約候補者の選定方法

（1）評価方法

杵築市山香・大田地域光ファイバ整備事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ次の項目により評価を行う。

審査項目		審査の基準	配点
1	企画提案内容	地域特性、居住地域等を踏まえ、整備の基本的な考え方、取組方針、整備ルート、整備エリア等、当事業の目的を理解した提案となっているか 設置する設備、資材の供給、作業員の確保等について、事業全体を円滑かつ安定的に遂行できる事業計画となっているか	25

		仕様書に定める内容が適切に含まれており、基盤整備の方針、事業者の役割、民設民営方式の仕組み等について明らかになっているか	
		保守拠点が設置され、通常保守に対応可能な保守人員が整っているか	
		災害時の取組姿勢、大規模災害時の対応実績や方法について明記されているか	
2	光ブロードバンドの提供について	光ブロードバンドサービス内容が明確に記述され、仕様条件を満たしているか	20
		住民に対して良質で通信速度の安定したブロードバンドサービスを低価格で提供できるか	
		整備後の利用促進や利用者へのサポート体制は十分か	
3	杵築市ケーブルテレビ事業との連携	杵築市ケーブルテレビ事業の現行サービスが問題なく継続できる設備仕様となっているか	15
		杵築市（指定管理者含む。）と通常運用及び災害時における連携体制が十分か	
4	運用実績	仕様書の内容を実現可能な安定性のある企業規模（資本金、従業員数等）を有しているか	20
		光ファイバ網整備、光ブロードバンドサービスの提供実績は豊富か	
		国の高度無線環境整備推進事業の利用実績を有しているか	
		民設民営方式による地方自治体との運用実績を有しているか	
5	コスト	事業内容に対する見積項目及び金額は妥当か	10
		整備後の負担に対する考え方は適切か	
6	将来性	将来の情報通信技術へ向けた取組、対応力について	10
		住民サービスの向上、地域情報化への利活用、本市との継続的な連携、情報提供について	

(2) プрезентーション及び審査委員会

① 実施日及び場所

実施日：令和8年1月20日（火）（予定）

場 所：杵築市役所 2階 大会議室

※参加時間帯の詳細は、後日直接通知する。

② 持ち時間等

プレゼンテーションは、1者につき30分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行う。（質問状況によって時間を延長することがある。）

③ 参加人数

プレゼンテーションへの参加人数については、1者につき3人以内とする。

④ 傍聴及び録音

プレゼンテーションの傍聴及び録音は認めない。

⑤ 準備物

プレゼンテーション会場には、モニター、HDMIケーブル、電源は用意するが、PC等必要な物がある場合は事業者により準備すること。

⑥ その他注意点

プレゼンテーション当日に資料の差し替え、訂正、又は新たな資料を配布することは認めない。

(3) 候補者の選定

プレゼンテーションの終了後、審査委員会を開催し、各審査委員が採点する各項目を合算したものの合計点が一番高い提案者を候補者として選定し、合計点が2番目に高い提案者を次点候補者とする。ただし、取得した点の合計が配点合計の6割に満たなかった提案者は、当該事業を実施する能力を有しない者と判断し、失格とする。また、最高点が複数の場合は、提案した価格が最も安価な者を優先候補者として選定するほか、提案者が1者の場合も審査を行い、審査委員会が候補者の可否を採決して決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、確定後、参加者全員に文書で通知する。併せて、市公式ウェブサイトに、候補者以外の名前を伏せて、各参加者の取得点数を含めて公開する。なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

8 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提案された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を不合格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は重大な不備があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 杵築市の職員ほか関係者に不当に接触した場合

9 協定等の手続き

杵築市と候補者は協議の上、必要に応じて提案内容に変更、修正を加え、協定を締結する。この場合において、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から交渉を行う。

10 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。
- (2) 書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面（任意様式）によりその旨を杵築市総務課に提出すること。
- (3) 企画提案の提出は、1参加者につき1提案とする。
- (4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを延期又は中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (5) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で、提案者の承諾を得ずに提出書類を利用、複製できるものとする。
- (6) 提出書類は、杵築市情報公開条例（平成17年条例第13号）に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (7) 本市は、提出された資料を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (8) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、本市担当課においてその対応を決定する。